

水底土砂判定基準

昭和48年2月17日総令6号 改正令和7年10月1日

項 目	判定基準
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液 1 Lにつき 水銀0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1 Lにつき カドミウム0.03mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1 Lにつき 鉛0.1mg 以下
有機りん化合物	検液 1 Lにつき 有機りん化合物1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1 Lにつき 六価クロム0.2mg 以下
砒素又はその化合物	検液 1 Lにつき ひ素0.1mg 以下
シアン化合物	検液 1 Lにつき シアン1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1 Lにつき ポリ塩化ビフェニル0.003mg 以下
銅又はその化合物	検液 1 Lにつき 銅3mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1 Lにつき 亜鉛2mg 以下
ふっ化物	検液 1 Lにつき ふっ素15mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき トリクロロエチレン0.1mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき テトラクロロエチレン0.1mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1 Lにつき ベリリウム2.5mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1 Lにつき クロム2mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1 Lにつき ニッケル1.2mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1 Lにつき バナジウム1.5mg 以下
廃棄物処理令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	試料 1 kgにつき 塩素40mg 以下
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき ジクロロメタン0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1 Lにつき 四塩化炭素0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき 1,2-ジクロロエタン0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 1,1-ジクロロエチレン1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき シス-1,2-ジクロロエチレン0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1,1,1-トリクロロエタン3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1,1,2-トリクロロエタン0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき 1,3-ジクロロプロペン0.02mg 以下
チウラム	検液 1 Lにつき チウラム0.06mg 以下
シマジン	検液 1 Lにつき シマジン0.03mg 以下
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき チオベンカルブ0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1 Lにつき ベンゼン0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1 Lにつき セレン0.1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき 1,4-ジオキサン0.5mg 以下
ダイオキシン類	検液 1 Lにつき ダイオキシン類10pg-TEQ 以下

備考

- この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- 「検出されないこと。」とは、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

総令6 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立等に排出しようとする
1/1
廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号）